

返還不要です

熊本県奨学のための給付金 熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金 家計急変世帯への支援のご案内

1. 概要

熊本県では、家庭の経済状況にかかわらず、進学の実意ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、家計急変により保護者等の収入が減少した世帯の生徒に対して「熊本県奨学のための給付金」および「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金」の給付を行います。

2. 対象となる方

- 高校生等が私立の高等学校（特別支援学校高等部生徒を除く）、専修学校高等課程、専修学校一般課程等又は高等学校等専攻科に在学しており、高等学校等就学支援金（又は高等学校等学び直し支援金）又は高等学校等専攻科修学支援金の受給対象者であること。
- 上記に該当する高校生等の保護者等が熊本県内に住所を有すること。
- 家計急変により、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が、別表のいずれかに相当すると認められること。

※ 保護者等全員の所得要件を満たす必要があるため、例えば父親のみが減収により、非課税相当であっても、母親が以下の所得要件を満たしていなければ対象とはなりません。

3. 生徒一人当たりの給付額（年額）

（別表：新制度）

所得要件等		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯			
2	住民税非課税世帯			
3	年収が270～380万円相当の世帯 （保護者等全員の住民税所得割の合算額が100円以上105,500円未満の世帯）	50,670円	17,370円	
4	年収が380～490万円相当の世帯 （保護者等全員の住民税所得割の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯）	38,000円	13,030円	
5	年収が380～600万円相当の多子世帯 （生計維持者全員の住民税所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満で扶養する子が3人以上の世帯）			13,030円

(別表：旧制度)

所得要件等		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯	対象外		
2	住民税非課税世帯	152,000円	52,100円	
3	年収が270～380万円相当の世帯 (保護者等全員の住民税所得割の合算額が100円以上105,500円未満の世帯)			10,420円
4	年収が380～600万円相当の多子世帯 (生計維持者全員の住民税所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満で扶養する子が3人以上の世帯)			10,420円

※7月2日以降に家計が急変した場合、翌年3月までの月数に応じた額となります。
(例：9月10日に家計が急変した場合、10～翌年3月分相当額を給付します。)

※着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度制服の購入が必要である高校生等には支給制度があり、支給金額は以下のとおりです。なお、生活保護世帯は対象外です。

世帯区分 学校区分	所得割合算額が0円以上100円未満の世帯（非課税世帯）	所得割合算額が100円以上105,500円未満の世帯	所得割合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯	所得割合算額が105,500円以上264,500円未満の多子世帯
専攻科以外	81,000円	27,000円 (対象外)	20,250円 (対象外)	
専攻科	81,000円 (81,000円)	27,000円 (16,200円)		20,250円 (16,200円)

※（）内は旧制度の金額。

4 申請の手続き

給付金を申請する方は、申請期限までに、学校へ次の書類を提出してください。

- ① 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」又は「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」
- ② 「振込口座が確認できる書類」（通帳の見開き1ページ目やキャッシュカードのコピー等）
※「貼付け台帳」に添付して提出してください。
※申請者以外の口座を指定する場合、「受領委任状」が必要です。
- ③ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書（写し）（※1）又は高等学校等専攻科修学支援金支給決定（支給予定）通知書（写し）（高等学校等就学支援金等又は高等学校等

専攻科修学支援金の支給が未決定の場合は、住民票の写し等

※ 1 旧制度対象者の場合は、高校生等・新修学支援金等の支給決定通知書（写し）（高校生等・新修学支援金等の支給が未決定の場合は、住民票の写し等）

④ 「扶養誓約書」

※ 親権者（父母）以外の生計維持者 1 名に扶養されており、その者の課税証明書等を提出する場合のみ。

⑤ 「扶養親族申告書」

※ 別表内の 5 の世帯に該当する専攻科の生徒のみ

④、⑤及び⑫は必要に応じて提出してください。

⑥ 「申立書」

⑦ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

（例：離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、減免通知書、戸籍全部事項証明書、診断書など）

⑧ 家計急変前の収入を証明する書類

（例：扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など）

⑨ 家計急変後の収入を証明する書類

（例：会社作成の給与見込（急変後 1 2 か月間）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など）

⑩ 保護者等の扶養親族の人数及び年齢を確認するための書類

（例：扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など）

⑪ 「在学証明書」（高校生等が在籍する学校が申請書を取りまとめない場合）

※ 7/1 現在で在学していると確認できるものであれば学校の様式でも可。

※ 申請書の取りまとめの有無については学校に確認してください。

※健康保険証の写しを提出する場合は、別紙 1 の貼付け台帳の余白に添付してください

⑫ 着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度制服の購入が必要である場合は、「罹災証明書」と「制服の再購入に係る誓約書・制服の再購入に係る証明書」を提出してください。

※ 給付金の支払日については、審査終了後書面でお知らせします。

熊本県への提出期限：令和 8 年（2026 年）11 月 27 日（金）まで随時

熊本県に直接提出する場合の提出先

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号 熊本県私学振興課

※ 可能な限り、書留郵便等、記録が残る形で郵送してください。

※ 学校で申請書等の取りまとめを行う場合は、学校の定める期限までに学校へ提出してください。

学校への申請期限：令和 8 年（2026 年） 月 日（ ）

学校の連絡先： — —